

県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、より透明性の高い県政及び県民の県政への積極的な参画を推進し、県民とのパートナーシップを築くことを目的として、県の政策の企画立案過程において、広く県民に意見を求め、その意見を考慮して県の意思決定を行うための県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）（以下「本手続」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（実施機関）

第2 本手続を実施する機関は、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、病院事業管理者、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会（以下これらを「実施機関」という。）とする。

（対象）

第3 本手続の対象は、県民を対象とした実施機関の政策に関する意思決定に係る案であって、次の各号に該当するもの（以下「素案」という。）とする。ただし、意見聴取の手続が法令等により定められているもの、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号、以下「情報公開条例」という。）第7条各号に該当する不開示情報については、この限りでない。

- （1）県の政策に関する基本構想、基本方針、基本計画等の策定又は変更の案
- （2）県の政策に関する基本方針を定め、又は県民に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例及び規則（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの若しくは議員が提案する条例を除く。）の制定又は改正の案
- （3）審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定又は改正の案
- （4）公共の用に供される大規模施設に係る基本計画等の策定又は変更の案
- （5）その他実施機関の長が特に必要と認めるもの

（素案等の公表）

第4 実施機関は、素案に関する最終的な意思決定（以下「決定」という。）を行う前に、その素案を公表し、県民の意見を求めなければならない。ただし、実施機関が特に緊急性を要すると認めるもの、軽微な変更等であると認めるもの及び行政手続法第39条第4項（平成5年法律第88号）の例によるものについては、この限りでない。

2 前項の公表にあたっては、次に掲げる事項を記載した素案の概要（以下「概要」という。）を付するように努めなければならない。

- （1）素案を策定した趣旨、目的及び背景
- （2）素案の要約

(3) その他素案に関連する資料

(公表方法)

第5 第4の公表は、素案及び概要（以下「素案等」という。）を実施機関の事務所、各地域振興局及び情報プラザのほか県関係機関等において閲覧に供するとともに、県庁ホームページに掲載して行うこととする。ただし、県庁ホームページの掲載において、素案等が多量に及ぶ場合には、概要の公表にかえることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、実施機関が必要と認めるときは、広く県民への周知を図るため、次に掲げる方法のうち適切なものを選択して行うものとする。

- (1) 県公報への登載
- (2) 県の発行する広報紙又は広報誌への掲載
- (3) 県の発行するパンフレット等の印刷物又は有償刊行物への掲載
- (4) 県が企画提供するテレビ又はラジオによる放送
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

(意見提出の期間及び方法)

第6 実施機関は、県民が意見を提出するために十分な期間であるか等を総合的に勘案し、30日以上を目安とする提出期間及びその提出方法を定め、素案等を公表する際に明示するものとする。

2 意見提出期間について、やむをえない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、30日を下回る提出期間を定めることができる。この場合、素案等を公表する際その理由を明らかにしなければならない。

3 意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が定める方法によるものとする。

(意見の処理及び意見等の公表)

第7 実施機関は、提出された意見を考慮して素案に関する決定を行うものとし、提出された意見及びこれらに対する県の考え方（情報公開条例第7条各号に該当する情報を除く。）を公表しなければならない。なお、意見の提出者への個別の回答は行わず、また提出された意見が多い場合は、類似の意見及びこれに対する県の考え方をまとめて公表することができる。

2 前項の規定による公表については、第5の規定を準用する。

3 実施機関が特に緊急性を要すると認めるもの、軽微な変更等であると認めるもの及び行政手続法第39条第4項の例によるものとして意見公募手続を実施しないで素案に関する決定を行った場合には、これらの決定と同時期に、次に掲げる事項を県庁ホームページに掲載して公表しなければならない。

- (1) 命令等の題名及び趣旨
- (2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

(手続の特例)

第 8 素案に関して審議、意見聴取を行う審議会等が、この要綱の規定に準じた手続を経て報告書や答申書等を策定した場合であって、実施機関がこれに基づき決定を行う場合には、改めて本手続を経る必要はない。

(一覧の作成)

第 9 知事は、県民の利便に資するため、本手続を行っている対象の一覧を作成し、各地域振興局及び情報プラザのほか県関係機関等において閲覧に供するとともに、県庁ホームページに掲載するものとする。

(その他)

第 10 この要綱に定めるもののほか、本手続の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以降の実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）の意思決定に適用する。なお、施行日において、審議会等を設置するなど、既に具体的な策定作業を行っているものについては、この要綱は適用しない。

3 公安委員会及び警察本部長の意思決定については、情報公開条例の附則第 1 項ただし書に規定する規則で定める日から適用する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関がこの要綱の施行の日から 60 日以内に定める計画等については、改正後の規定は適用しない。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。